

バイオメディカル・ファジィ・システム学会助成規定

平成17年4月1日(制定)
平成17年10月30日(改訂)

(設置)

第1条 本学会にバイオメディカル・ファジィ・システム学会助成を設ける。

(目的)

第2条 助成は、本学会の種々の論文誌への投稿および新会員紹介の促進を支援することを目的とする。

(助成の種類と内容)

第3条 投稿助成は、次のものとする。

若手投稿助成：若手投稿者が学会誌へ投稿することを支援するために、投稿論文の別刷料の全額または一部を助成するものである。これは、投稿者の申請に基づき助成委員会が審議する。若手投稿者とは学生投稿者とする。

依頼原稿助成：学会誌の内容の充実を目的として、編集委員会が有効と認める論文の投稿料を助成するものである。編集委員長が助成委員会への申請に基づき助成委員会が審議する。

論文投稿助成(会員)：学会に加入している学会員が、論文を投稿し掲載された場合、次年度の学会費の半額を助成する。ただし、助成合計は次年度の学会費を越えないものとする。

論文投稿助成(非会員)：論文著者のうち非会員が、当該年度に入会する場合には、入会費の半額を助成する。申請人数に制限を設けない。

第4条 新会員紹介助成は、次のものとする。

新会員の助成：会員が新たに入会しようとする会員を紹介したときにその紹介の貢献に対して助成するものである。新会員の年会費の50%を助成するものである。ただし、1年度内において紹介する会員の年会費を上回らないものとする。

(助成の申請)

第5条 助成の実施はその都度、必要なときに助成委員会または事務局に助成を申請することで行う。

第2項 若手投稿助成は、当該投稿者が助成委員会に申請するものとする。

第3項 依頼原稿助成は、編集委員長が助成委員会に申請するものとする。

第4項 論文投稿助成(会員)は、当該著者が事務局に対して申請するものとする。

第5項 論文投稿助成(非会員)は、当該著者が事務局に入会申込書を投稿時に提出するものとする。

第6項 新会員紹介助成は新会員が紹介者を指名することで申請したものとみなす。新会員の氏名が無いものは、紹介助成の対象とみなさない。事務的な手続きで処理されるものとする。

(審査機関)

第6条 助成を審査するため、助成委員会を設置する。

第2項 助成委員会は、会長、副会長、顧問で構成される。

(助成の決定)

第7条 若手投稿助成および依頼原稿助成の決定は、助成委員会で実施案を決め、理事会によって決定するものとする。

第2項 論文投稿助成は、申請に不備がなければ投稿論文が採択されたときに実施されるものとする。

(規定の改廃)

第8条 本規定の改廃は理事会の議決を経るものとする。

付則 本規定は平成17年4月1日より施行する。